

事業所のみなさま

産休・育休 業務は 社労士に任せませんか？

会社の義務って
なんだ？

全部まると
専門家に
任せたい

制度が複雑で
把握しきれない

いろんな手続き
きちんとできるかな・・・



心配を安心に

ハラスメント対策って
何をすればいい？

就業規則が
法改正についていけない

情報をどうやって
入手すればいいか
わからない

いつ何を
従業員に説明
すればいいの？

きんば社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 金馬ゆかり



HP

<https://kmb-sroffice.com>

詳細はHPをご覧ください

【産休・育休 業務委託】の

事業所様 お問い合わせよりご連絡ください

